

子どもと女性を対象とした性犯罪等の報告について

生人少甲達 第 18 号  
生企甲達 第 25 号  
生地指甲達 第 3 号  
生環甲達 第 9 号  
刑企甲達 第 28 号  
刑捜一甲達 第 12 号  
令和 5 年 8 月 24 日

この通達は、子どもや女性に対するいわゆる声かけ事案やつきまとい事案が、略取・誘拐や性的犯罪等重大な犯罪の前兆事案であり、回数を重ねるにつれて犯行の態様や程度がエスカレートする傾向があることから、その発生状況を集中的に把握・管理し、その情報をもとに早期に行為者の特定に努め、重大事案に至る兆しの段階で検挙又は指導・警告措置を講ずるため、この種事案等の速報要領を定めたものである。